

都留市指定文化財に関する届け出が必要なケース

都留市文化財保護条例第6条により、都留市指定文化財の所有者はその文化財を管理しなければならないと定められています。文化財を守るためにも、温湿度や火事には注意をしてください。また文化財に関する手続きについて、以下にまとめてありますので、ご参照ください。申請書類は都留市HPに記載されております。（https://www.city.tsuru.yamanashi.jp/soshiki/shougaigakushuu/bunkashinko_t/index.html）

ご不明な点がございましたら都留市教育委員会生涯学習課文化振興担当までご連絡ください

【お問い合わせ先】TEL：0554-45-8008/mail：bunkashinkou@city.tsuru.lg.jp

文化財の所有者を変更したい

都留市指定文化財の所有者が変更されたときは旧所有者に対して交付された指定書を添えて、都留市教育委員会にご連絡ください。引っ越しなどで所有者の住所が変わったときや結婚等で所有者指名が変わったときも同様の手続きが必要となります。

文化財の現状を変更したい

指定文化財の保護のために、文化財に手を加える行為や文化財に影響を及ぼす行為を行う場合には、都留市教育委員会に事前に「現状変更等許可申請書」をご提出ください。

例えば…

建築物の新築、住宅の外壁補修、看板やフェンスの設置、剪定・伐採、保管場所の移動 など

文化財が破損してしまった

都留市指定文化財が破損した場合は「市指定文化財滅失、き損等届」を提出する必要があります。破損状況を写真で撮影のうえ、あわせて提出をお願いいたします。

例えば…

害虫やネズミに食べられてしまった、火事や自然災害の被害を受けてしまった、文化財を盗まれてしまった など

文化財を修理したい

都留市指定文化財を修理したいときには、「市指定文化財修理届」を提出する必要があります。

ご注意ください！

市指定文化財を届け出なく修理してはいけません。必ず修理届を提出してください。

補助金について

都留市指定文化財を管理・修理する際には、都留市の補助金を活用することがあります。ご相談ください。

ご注意ください！

補助金の予算化には時間がかかりますので、修理の開始時期は遅くなります。緊急修理や応急修理には対応できません。